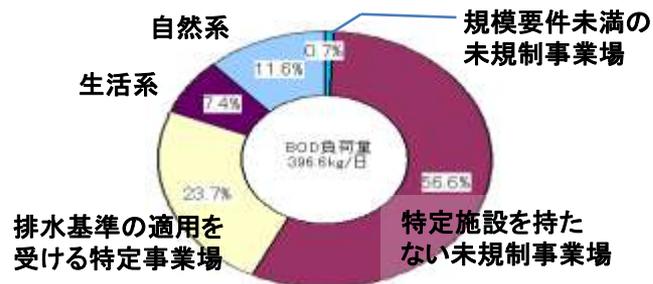


(5) 未規制の小規模事業場等への対応

1) 概要

現状

- 水濁法において、BOD、COD等の排水規制は、50m³/日以上の特 定事業者(条例による 裾下げあり)
- 排水規制の適用外となっ ている事業場につい ては、排水管理の法的 な位置づけがない



未規制の小規模事業場等に係る
A川におけるBOD負荷量発生割合

今後の取組

- 未規制の小規模事業場等の排出実態等の把握
- 未規制の小規模事業場等の汚濁負荷削減対策の検討
- 生活排水対策重点地域の検討
- 小規模事業者等の意識向上策の検討
- 技術的助言体制の検討
- 排水処理の促進方策の検討



未規制の小規模事業場からの排水状況

2) 取組内容

○未規制の小規模事業場等の排出実態等の把握

既存の規制項目に係る自治体による規制の規模要件未満の未規制事業場、特定施設を持たない未規制事業場及び生活排水の実態(施設の規模・概要、排水状況、排水規制、排出負荷の状況等)を把握する。

○未規制の小規模事業場等の汚濁負荷削減対策の検討

汚濁負荷削減に結びつくよう、これまで特定施設の対象とならず未規制となっている事業場等からの排水について、産業構造等の変化に合わせた水濁法特定施設の追加、規模要件の見直しについて検討、モデル的に試行し評価する。
また、未規制の小規模事業場等からの排水の質や量の特徴に適した処理方法や排水処理に係る構造基準の設定等について検討する。

○生活排水対策重点地域の検討

生活排水対策重点地域の現状(推進計画の進捗、目標の達成状況等)の把握、水質に与える影響の把握を行うとともに、現行の制度の効果・検証を行い、効果的な対策を検討する。

○小規模事業者等の意識向上策の検討

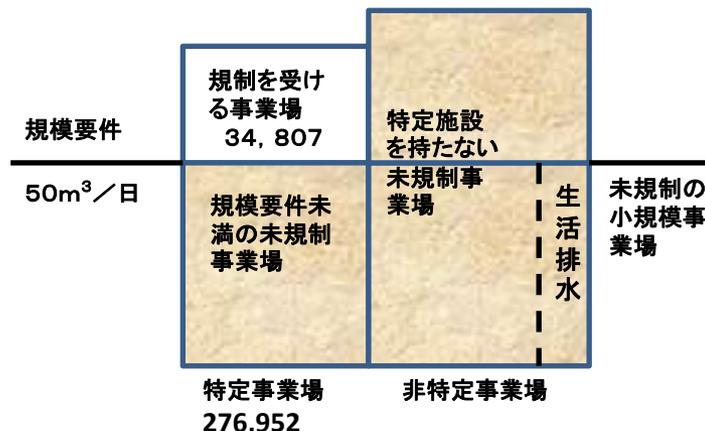
小規模事業者等の水環境に関する意識の実態を把握し、地域の水環境保全を行う自主的な取組への支援方策を検討する。

○技術的助言体制の検討

専門的知識を有する地方自治体職員OB等を活用した意識啓発や技術的助言に関する検討、モデル的に試行し評価する。

○排水処理の促進方策の検討

未規制の小規模事業場等に対する浄化槽設置や下水道接続等による排水処理の促進方策を検討する。



既存の規制項目に係る
規制・未規制事業場

3) 目標と手順

取組内容	目標	手順		
未規制の小規模事業場等の排出実態等の把握	未規制の小規模事業場等に対する排水処理の促進	小規模事業場等の実態(施設の規模・概要、排水状況、排水規制、排出負荷の状況等)調査		
未規制の小規模事業場等の汚濁負荷削減対策の検討		・未規制の小規模事業場等の汚濁負荷削減対策の検討	モデル的試行	試行結果の評価
生活排水対策重点地域の検討	生活排水対策重点地域の対策強化	生活排水対策重点地域の実態(推進計画の進捗、目標の達成状況等)調査		
			・生活排水対策重点地域の水質に与える影響把握 ・生活排水対策重点地域の検討	
小規模事業者等の意識向上策の検討	小規模事業者等の意識向上	・事業者の自主的な取組への支援方策の検討		
技術的助言体制の検討	技術的助言体制の整備	小規模事業者等の水環境に関する意識の実態調査	・自治体OB等の専門の人材を活用した技術的助言等の方策の検討	自治体OB等の専門の人材を活用した技術的助言等の方策のモデル的試行
排水処理の促進方策の検討	排水処理の促進		・排水処理の促進方策の検討	試行結果の評価

(6) 面源負荷への対応

1) 概要

現状

○面源負荷の割合の増加

下水道・浄化槽等の整備で対応している家庭系・産業系の点源負荷に対して、面源負荷が相対的に増加しており、面源負荷対策が必要

○面源負荷対策の現状：湖沼法の流出水対策地区

濁水の流出防止、施肥の効率化等を図る環境保全型農業の実施、雨水浸透施設の設置、歩道や側溝等の清掃、啓発活動の実施

課題

○有効な面源対策が未確立

○森林等の自然系の面源負荷への対応

○地域住民の協力が必要

今後の取組

○土地利用毎の汚濁物質(COD、N、P)収支の検討

- ・汚濁負荷量調査
- ・土地利用毎の汚濁物質収支の検討

○効果的な面源負荷対策の検討

- ・負荷の少ない土地利用を含めた面源負荷対策の検討
- ・自治体OB等の専門的人材を活用した意識啓発等を含めた地域住民との協働の在り方の検討

2) 取組内容

○ 土地利用毎の汚濁物質(COD、N、P)収支の検討

・天候、地下浸透、大気降水物を考慮し、森林の樹種・樹齢、市街地の道路・屋根、農地の耕作物等毎の汚濁負荷量を調査し、土地利用毎の汚濁物質収支を検討する。それに基づき、適切な原単位等の設定を行うとともに、面源汚濁負荷の現状や地域の水環境への影響を検討する。

○ 効果的な面源負荷対策の検討

・面源負荷低減を目指して、現状の面源負荷対策の効果検証や効果的な対策の検討を行う。また、総合的な面源負荷低減対策の手法として、汚濁負荷の少ない樹種、作付体系へ誘導する手法を検討する。
 ・総合的な面源負荷低減対策を実施するため、専門的知識を有する地方自治体職員OB等を活用した意識啓発や技術的助言を含めた地域住民との協働の在り方等を検討する。

3) 目標と手順

取組内容	目標	手順			
土地利用毎の汚濁物質(COD、N、P)収支の検討	土地利用毎の汚濁物質収支の把握	汚濁負荷量調査 土地利用毎の汚濁物質収支の検討			原単位の検討
効果的な面源負荷対策の検討	面源負荷対策の推進		負荷の少ない土地利用を含めた面源負荷対策の検討	面源負荷対策の試行と効果検証	樹種、作付体系への普及手法の検討
			自治体OB等の専門的人材を活用した意識啓発等を含めた地域住民との協働の在り方の検討	試行と効果検証	

(7)水圏生態系の保全と生物多様性の確保

1)概要

水圏生態系の保全

これまでの目標と課題

- 「場の視点」から見た生物生息域の確保の取組
 - 干潟・湿地等の保全
 - 「流れの視点」から見た生物生息史の解明と保全
(環境基本計画(第3次)より)
- 水質の保全・改善を通じた取組に止まっている



今後の取組

- 水生生物保全環境基準の策定
 - 新たな項目の追加に関する検討
 - 水域や生物の特性に応じた基準の適用(類型指定、汽水域の取扱等)
- 生物生息域の確保手法の検討
 - 総合的な水環境管理手法の検討を通して現状の評価・対策の可能性

生物多様性の確保

- 生物多様性国家戦略2010における目標
 - ○中長期目標(2050年) 生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする
 - ○短期目標(2020年) 生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、
 - 生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大、維持・回復
 - 生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用
 - 生物多様性の社会における主流化、新たな活動の実践
- レッドリスト掲載種の増加
 - 水生生物について、生息環境の悪化(生息域が限定的、汽水域などの減少)、外来種の影響等により絶滅危惧種が増加



- 水生生物に関する生物多様性の確保
 - 水生生物に関する生物多様性の状況の分析・把握
 - 生物多様性保全活動への支援
 - 生物多様性に関する環境影響評価手法の検討

2) 取組内容

○ 生物生息域の確保手段の検討

- ・ 総合的な水環境管理手法の検討において、生物生息域の確保の観点も踏まえて、現状の評価と対策の可能性について検討を行う。

○ 水生生物に関する生物多様性の確保

- ・ 水環境の保全活動を行う主体と連携して、水生生物の多様性の確保に関する支援方策を検討・実施する。
- ・ 環境影響評価制度において、水生生物の保全に関する評価の選定項目等、保全の在り方について検討する。

○ 水生生物保全環境基準の策定、類型指定(再掲)

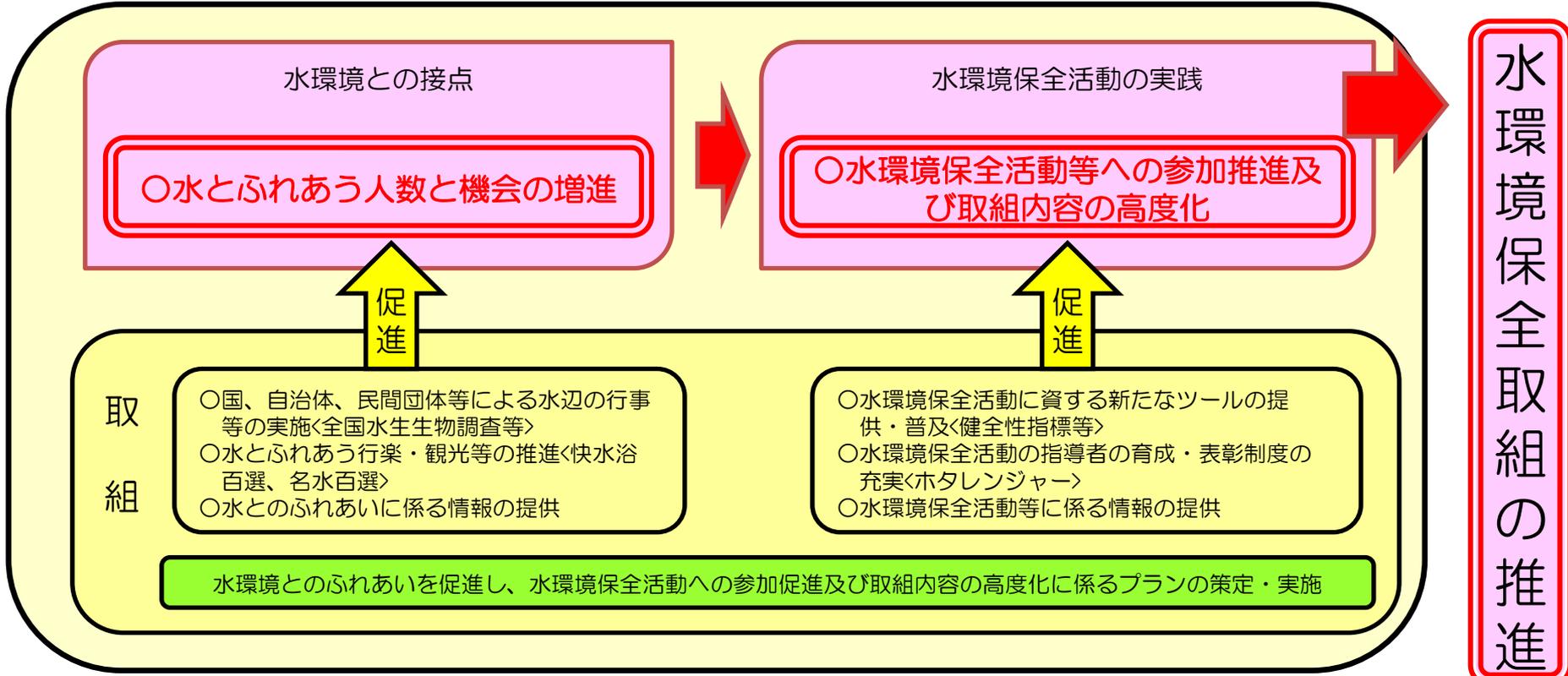
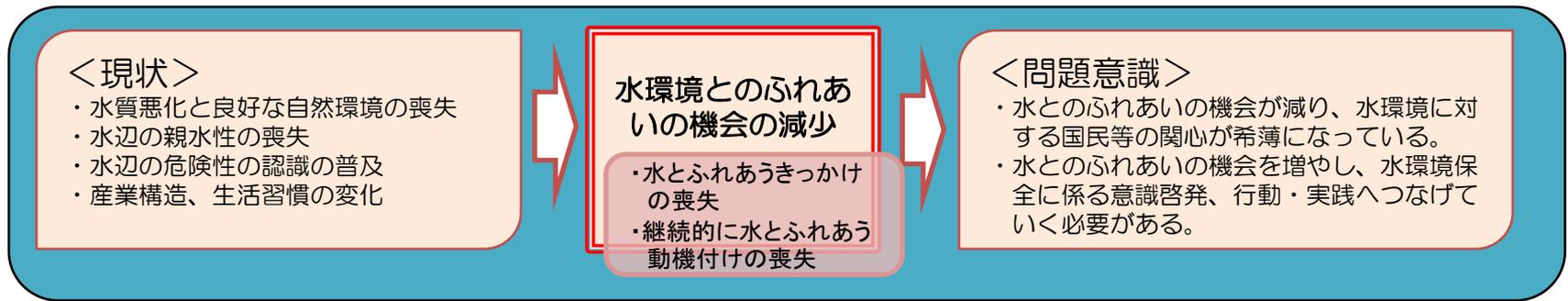
- ・ 水生生物に対する毒性情報等を踏まえ、新たな水生生物の保全に係る環境基準項目の追加の検討等を行う。(水生生物保全に係る水質目標値検討会(座長:須藤東北大学大学院客員教授)、ほか)
- ・ 環境基準類型指定の新たなあてはめ及び見直しの検討(中環審陸域環境基準専門委員会、同水生生物保全環境基準類型指定専門委員会)・汽水域における水生生物保全の考え方や工事アセスに係る望ましい基準のあり方について、その方向性を検討する。

3) 目標と手順

取組内容	目標	手順				
生物生息域の確保手段の検討	生物生息域の確保	総合的な環境管理の検討における水圏生態系の保全に関する検討		我が国への導入可能性の検討		
水生生物に関する生物多様性の確保	生物多様性保全活動への支援	こどもホタルンジャー、水環境健全性指標等の既存の取組における生物多様性保全活動の普及と評価		学校教育、地域の環境保全活動等と連携した支援方策の実施		
	生物多様性に関する環境影響評価手法の確立	環境影響評価における調査結果等の収集と分析	水生生物に係る環境影響評価の選定項目の考え方の整理		環境影響評価制度における水生生物保全の在り方の検討	
水生生物保全環境基準の策定、類型指定	全亜鉛に続く水生生物保全環境基準項目の策定	追加項目に係る情報収集等(毒性試験実施を含む)		追加項目に係る情報収集等(順次)		
			追加項目に係る中環審等での検討	基準追加		追加項目に係る中環審等での検討
	国指定47水域の類型指定	河川・湖沼37水域、海域1水域の類型指定	伊勢湾等9海域の類型指定検討		これまでの類型指定を踏まえて、考え方のフォローアップ	

(8) 人と水とのふれあいの推進

1) 概要



水環境保全取組の推進

2) 取組内容

○ 水とふれあう人数と機会の増進

水環境とのふれあいの機会となっている施策(全国水生生物調査、名水百選等)を引き続き実施するとともに、水環境とのふれあいを促進するためのプランの策定を行う。

○ 水環境保全活動等への参加推進及び取組内容の高度化

水環境とのふれあいを持つ国民等の水環境保全活動への参加を促進するとともに、取組内容の高度化を図る。このために、既存事業の基盤(全国水生生物調査やこどもホタルレンジャー事業の国民認知度、継続的参加団体、主体間連携等)を活用しつつ、健全性指標等の新たなツールの普及、指導者育成・表彰制度の充実、水環境保全活動への参加促進及び取組内容の高度化を図るためのプラン等の策定を行う。

3) 目標と手順

取組内容	目標	手順		
名水百選、快水浴場百選の選定	水とふれあう機会の増進		今後の名水百選、快水浴場百選のあり方検討	
		名水百選、快水浴場百選の広報等		
全国水生生物調査の実施			全国水生生物調査の実施	
		調査参加者の水環境保全活動への参加促進		
水環境とのふれあいを促進するプランの実施	水環境保全活動等への参加推進及び取組内容の高度化	水環境とのふれあいを促進し、水環境保全活動への参加促進及び取組内容の高度化に係るプランの策定・実施		
水環境健全性指標等の策定		健全性指標の普及啓発等		
		<ul style="list-style-type: none"> ・こどもホタルレンジャー表彰制度の実施 ・水生生物保全活動指導者講習等の実施 		
こどもホタルレンジャー事業の実施				水辺保全活動の表彰制度の充実 水生生物保全活動指導者講習等の充実

(9) 地下水・土壌汚染の未然防止対策

1) 概要

事例

- 工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認。
- 地下浸透規制の対象とされていない、有機溶剤等の貯蔵施設からの漏洩による地下水汚染の事例等も報告。

現状

対策

- 意図的、非意図的にかかわらず有害物質を含む特定地下浸透水(※)の地下浸透禁止
 (※特定地下浸透水:有害物質を製造、使用又は処理する特定施設(有害物質使用特定施設)に係る汚水等を含む水)
 ◆有害物質使用特定事業場数:14272事業場(平成20年度末現在)
- 特定地下浸透水を意図的に地下に浸透させる者に対し、事前の届出義務(特定地下浸透水の浸透の方法等)、水質測定義務。 ◆届出事業場数:9事業場(平成20年度末現在)

実態調査結果

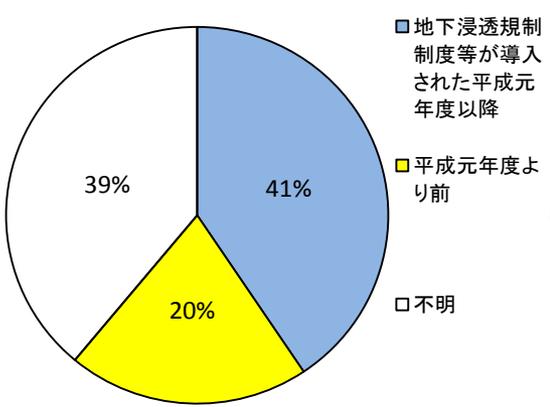


図1 汚染原因行為等(汚染水の地下浸透)の終了時期

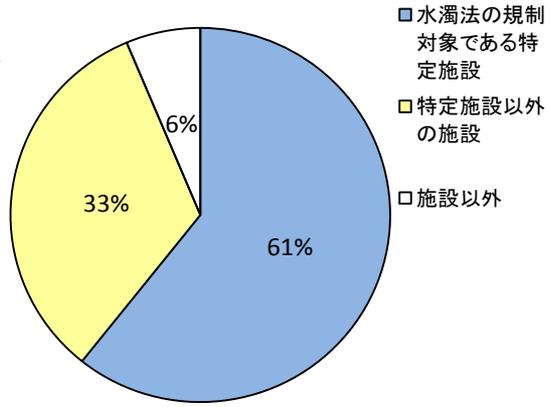


図2 原因施設等の種別

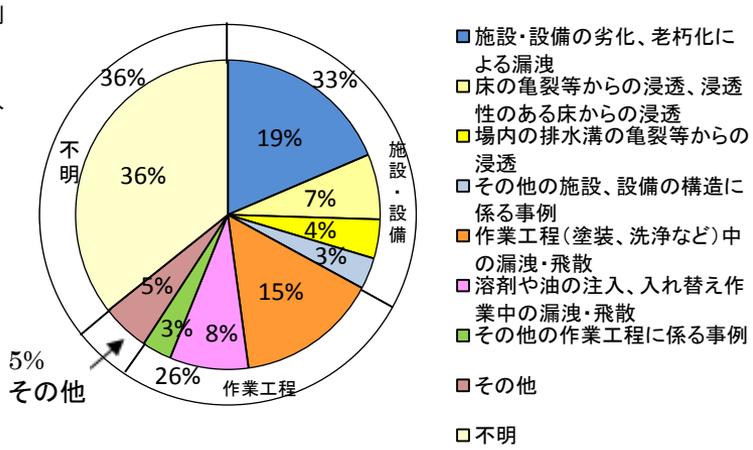


図3 汚染原因行為等(汚染水の地下浸透)の内容 (環境省調べ)

◎上記届出事業場(9事業場)が原因と推定される地下水汚染は確認されていない。

今後の取組

- 実態調査結果等を踏まえ、効果的な未然防止対策のあり方を検討。また、新たな対策に対応するための技術的な手法等を示した調査・対策指針を作成する。
- 自然由来の有害物質が地下水から検出される事例の検出状況や対応等の実態を把握し、対応を調査・対策指針へ明確化。

2) 取組内容

○ 効果的な未然防止対策

- ・工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例1,234事例(平成20年度末現在)について実態調査を実施。(平成21年11月から平成22年3月)
- ・この結果等を踏まえ、今後、効果的な未然防止対策の在り方を検討する。また、新たな対策に対応するための技術的な手法等を示した調査・対策 指針を作成する。

○ 自然由来の有害物質への対応の明確化

- ・新たに作成する調査・対策指針において、自然由来の有害物質が地下水から検出される事例への対応を明確化する。

(3) 目標と手順

取組内容	目標	手順			
		汚染実態の調査	効果的な未然防止対策のあり方を検討	検討結果を踏まえた未然防止対策の策定	未然防止対策の実施
効果的な未然防止対策	未然防止対策の検討、実施				
自然由来の有害物質への対応の明確化	新たな調査・対策指針において、対応を明確化			検討事例の実態の把握と対応の検討	新たな調査・対策指針に対応を明確化 調査・対策指針の運用